

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《計画と連携》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 相模原市の体制							
「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設	○	○	○	○	○	○	
新型インフルエンザに関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設	○	○	○	○	○	○	
市内での高病原性鳥インフルエンザ発生時に「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置	○	○					
新型インフルエンザの発生を受け市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し全部局が一体となり対策を推進			○	○	○	○	
体制を再整備する							○
2 行動計画の策定							
「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」の策定。必要に応じた見直しの実施	○	○					
行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる	○	○					
行動計画を踏まえた各部局の対策について、関係者間における情報の共有を図る	○	○					
3 発生対応							
市内で高病原性鳥インフルエンザ（未発生期（鳥インフルが国内発生））、新型インフルエンザ患者（国内発生早期、国内感染拡大期）が発生した場合は、神奈川県、国へ通報する		○		○			
厚生労働省の技術的助言を得て、各関係者と連携し積極的疫学調査を実施する		○		○			
厚生労働省に対し必要に応じ専門家チームの派遣を要請		○		○			
4 各関係者間の連携							
高病原性鳥インフルエンザのヒト、動物の発生・措置状況等について各関係部局等と情報交換を行い、連携して対応にあたる		○					
5 情報収集							
世界保健機関、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、新型インフルエンザに関する情報収集を行う			○	○	○	○	
6 犯罪の予防・取締り							
混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するとともに、県に対し悪質な事犯に対する取締りを要請する。				○	○	○	

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
7 行動計画の見直し							
厚生労働省における行動計画の見直しに関する情報収集を行い、市の行動計画の見直しについて検討・修正を実施			○			○	○
厚生労働省におけるガイドライン、指針・勧告等の見直し等の情報について各関係者に周知する							○
8 感染症の対策の緩和							
厚生労働省における感染症対策の緩和の措置を受け、入院への対応等を弾力的に実施できるように入院措置を中止						○	
9 その他							
感染のまん延期に備え各教育機関、事業者等が情報収集や事業継続計画策定を含む事前準備を行うよう要請	○	○					
新型インフルエンザの発生の段階に応じた対策を講じるために関係機関等が取り組む行動計画の策定や対応マニュアルの作成に対して、情報提供など必要な支援を行う	○	○					
病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設と連携を図る	○	○					
(感染の国内まん延期に備え、)米軍との連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する	○	○	○	○	○	○	

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《サーベイランス》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 ヒト							
感染症発生动向調査における鳥インフルエンザについて発生动向を把握する		○					
新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生动向について把握する			○				
通常のインフルエンザサーベランスを継続する	○	○	○	○	○		
通常のインフルエンザサーベランスを中止する						○	
2 ウィルス学的サーベイランス							
定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウィルス学的サーベイランスを実施	○	○	○	○	○	○	
3 クラスター・症候群サーベイランス							
クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスについて実施方法や対象医療機関の選定等を検討	○	○					
感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するためクラスターサーベイランスの実施（海外発生早期～海外感染まん延期）、中止（国内感染まん延期）			○	○	○	○	
患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを実施する（海外発生早期～海外感染まん延期）、中止する（国内感染まん延期）			○	○	○	○	
4 予防接種副反応迅速システム							
予防接種副反応迅速把握に協力する			○	○	○	○	
5 パンデミック時インフルエンザ様疾患・死亡者数迅速把握サーベイランス							
感染のまん延期に備えパンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う	○	○	○	○	○		
患者数を継続的にモニタリングするパンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスを実施						○	
6 疑い症例調査支援システム							
新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため疑い症例調査支援システムによりサーベイランスを実施する	○	○	○	○	○		
疑い症例調査支援システムを中止する						○	

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
7 家きん							
発生事例を踏まえ、家きんにおけるインフルエンザのサーベイランスを強化する	○	○					
家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する	○						
家きんにおける高病原性鳥インフルエンザについて国内の発生動向を把握する	○						
8 その他							
発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材資材の有効活用に向けて検討を行う							○

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《予防と封じ込め》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 家きん							
市内飼養家きんの発生予防策として、神奈川県と協力し、農場段階におけるヒトや車両の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理の徹底	○	○					
神奈川県が行う感染家きん等への防疫措置に協力し、感染拡大を防止する	○	○					
農場の従業員、防疫従事者等の感染防御について必要な支援、要請を行う	○	○					
学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう周知徹底を行う	○	○					
高病原性鳥インフルエンザ感染が疑われる者の所属する学校に対し海外修学旅行等の自粛を求める		○					
2 鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応							
ペット鳥取扱業者や動物園等において濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合健康チェック等を行う		○					
各消防本部から感染防御資器材の備蓄についての支援の要請があった場合は、消防庁に対し各消防本部への支援を要請する	○						
鶏肉や鶏卵への不安が市民の間に広まった場合に備え相談窓口を設置する	○						
当該インフルエンザの患者（疑似症患者を含む）について入院等の措置を講ずる		○					
積極的疫学調査を実施し患者及び接触者への対応、死亡例の対応等について検討		○					
感染源に対する迅速な措置の実施について、各関係者に要請する		○					
3 出入国対策・公衆衛生対策							
市民に対し、発生国への不要不急の出国を自粛するよう注意喚起を行う（海外発生早期、国内発生早期）・協力を求める（海外感染拡大期～国内感染まん延期）			○	○	○	○	
検疫法に基づき、検疫所長から通知を受けた人の健康調査を行う（未発生期（鳥インフルが海外発生））、停留されないが感染のおそれがある者として検疫所長から通知を受けた者の健康調査を行う（海外発生早期～海外感染まん延期）	○		○	○	○		
海外修学旅行実施校等に対し、海外渡航の自粛、渡航国での行動範囲制限などの注意喚起を行う（未発生期（鳥インフルが海外発生））、発生国への渡航自粛や渡航国変更を要請する（海外感染早期、海外感染拡大期、海外感染まん延期）	○		○				
発生国からの留学生受入自粛と、発生国への留学の自粛や留学先変更を要請する			○				
検疫所との連絡を密にし、検疫法に基づく隔離、停留等の措置に関する情報収集を行う			○				

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
4 国内発生封じ込め・発生事例への対応							
新型インフルエンザ感染を疑うに足りる正当な理由のある人の健康調査を行い、外出自粛などの協力を求める			○	○	○		
新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者の、出席停止措置等の徹底について各学校等に対し周知・要請（海外感染早期～海外感染まん延期）、必要に応じて感染症指定医療機関への受診勧奨（国内発生早期、国内感染拡大期）			○	○	○		
学校等における新型インフルエンザ発生時の対応について各学校で確立することを指示・要請する			○				
発生国からの帰国者やその家族が通勤、通学をはじめた場合に備えた事業者、教育機関等に対し指導、相談等を実施する			○				
発生状況をリアルタイムで把握し、発生があった場合、直ちに感染症法に基づく患者への措置、患者の接触者への対応を行う				○	○		
厚生労働省による発生状況に関する緊急情報に留意し、感染症法に基づき必要な対策を実施する				○	○		
病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する			○	○	○		
5 市民の社会活動の自粛要請							
発生地域（国内発生早期）、市内（国内感染拡大期）における不要不急の大規模集会（国内発生早期、国内感染拡大期）・大規模施設（国内感染拡大期）や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を勧告する。（国内発生早期、国内感染拡大期）・原則すべての活動の自粛を勧告する（国内感染まん延期）				○	○	○	
患者と接触していた者が関係する地域（国内発生早期）・市内（国内感染拡大期、国内感染まん延期）の学校、通所施設等について、臨時休業、施設閉鎖するよう各設置者に対して要請する				○	○	○	
発生地域における（国内発生早期）事業所、福祉施設等（国内感染拡大期、国内感染まん延期）に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告する				○	○	○	
発生地域における住民、施設入所者等（国内発生早期）・市民（国内感染拡大期、国内感染まん延期）に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する				○	○	○	
発生地域（国内発生早期）、市内（国内感染拡大期、国内大規模流行時）における公共施設、公共交通機関等について、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて国、神奈川県、関係団体等と連携して各管理者に対して協力要請する				○	○	○	
発生地域における廃棄物排出・収集時等の感染対策を徹底する				○	○	○	

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
6 在宅患者等の支援							
関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援に努める（国内感染まん延期）、支援を中止する（小康期）						○	○
7 抗インフルエンザウイルス薬							
（抗インフルエンザウイルス薬の確保）							
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を実施し、また放出方法等について神奈川県と調整するとともに、関係機関等に周知する	○						
タミフル、リレンザ以外の抗インフルエンザウイルス薬に関する情報提供を行う	○						
（抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握）							
流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努める		○	○	○			
（抗インフルウイルス薬の適正流通）							
医療機関・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について依頼する。	○	○					
（抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬）							
厚生労働省の要請に基づき、患者に濃厚接触した者、または医療従事者等でワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施するよう要請する			○	○	○		
厚生労働省の要請により、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与措置中止について、各関係者に周知する						○	
（抗インフルエンザウイルス薬の放出）							
流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努め、通常流通ルートで入手困難が予想される段階で、流通業者との取り決めに基づき、備蓄薬の放出を要請する。また、国・県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出要請も検討を行い、必要な対応を図る					○		
抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努め、必要に応じて国・県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の放出を要請する						○	
（抗インフルエンザウイルス薬使用指針の見直し）							
厚生労働省における、感染まん延時を踏まえた、抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針の見直し等の情報収集を行い、各関係機関に周知する							○

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
8 ワクチン							
(ワクチンの科学的知見の収集、整理)							
厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の評価結果の情報収集を行う	○	○					
国内でヒトへの感染が発生した場合、緊急的ワクチン接種のためのプレパンデミックワクチン原液の製造、貯留の情報収集を行う	○	○					
本市における医療従事者、社会機能維持に必要な者を把握し先行してワクチン接種が必要な者を把握する	○	○					
新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う			○	○	○	○	
ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行う			○	○	○	○	
(ワクチンの接種体制の整備)							
国の定める接種に関するガイドラインに基づく接種体制を準備する	○	○					
(プレパンデミックワクチン)							
パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する			○	○	○	○	
(パンデミックワクチン)							
パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する			○	○	○	○	
パンデミックワクチンの接種対象は国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う			○	○	○	○	
厚生労働省による、追加的ワクチンの需要見通しと、パンデミックワクチンの生産継続及び、供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報収集を行う				○	○	○	
第2波に備え、ワクチンの確保を検討する						○	
(ワクチンモニタリング)							
接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する			○	○	○	○	
(ワクチンの評価等)							
行動計画に関する総合評価を行う							○
厚生労働省が行う、投与症例を踏まえたワクチンの安全性・有効性に関する情報収集を行う							○
9 全市的対応							
まん延防止策を終了する（小康期）							○

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《医療》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 指定医療機関等の確保							
国内発生早期、感染拡大期で新型インフルエンザ患者の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る	○	○					
関係機関と協議のうえ、発熱外来の設置が可能な医療機関等の把握に努める	○	○					
新型インフルエンザ患者については、感染症指定医療機関において診療を行うよう医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う				○			
2 鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応							
感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨する		○					
検体は衛生試験所へ送付し、ウイルス分離検査等を実施し、A型インフルエンザウイルスが分離され、かつ、H1、H3のいずれでもない場合、国立感染症研究所へ送付する		○					
厚生労働省における「鳥インフルエンザ」の届出基準の確認、見直し等について情報収集を行う		○					
3 感染のまん延期を想定した医療の確保							
感染のまん延期には、原則として、すべての医療機関において診断、治療を行う。個々の医療機関の受け入れ体制については、個々の医療機関において検討を行う	○	○					
すべての入院医療機関に対し、感染のまん延期に備えて、予め新型インフルエンザ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、受入可能な病床数を試算するよう要請する	○	○					
入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設利用についても検討を行う	○	○					
感染のまん延期を想定し、患者収容の活用を想定する公共施設、宿泊施設、人員、搬送方法等について検討する				○			
入院患者数、病床利用率の状況を確認し、利用可能な公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設の把握に努める					○		
入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、必要に応じて利用可能な公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設への患者の収容を開始する						○	
地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一般外来及び入院に対応せず、がん医療、透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討する	○	○	○				
感染のまん延期に備え、初動対応を迅速かつ円滑に進めるため、必要となる医療資材を備蓄し、指定医療機関における必要な医療機材、感染のまん延期の増床の余地に関して調査を行い、確保に努める	○	○					
国の、診断、治療、院内感染対策等に関するガイドラインの策定に伴い、医療機関に周知する	○	○					
医療機関等に対し、新型インフルエンザとそれ以外の患者を振り分ける発熱外来の設置（準備（海外発生早期））、を要請する（国内発生早期）			○	○			
新型インフルエンザとそれ以外の患者とを振り分ける発熱外来を患者の数に応じ設置するよう、医療機関等に対し要請する					○		

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
4 医療体制の確認							
児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する	○	○					
児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める						○	
5 新型インフルエンザに対する症例定義							
厚生労働省における、新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、適宜、医療機関等に周知する			○				
厚生労働省における、ヒト-ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義及びその変更等に留意し、症例定義の変更があれば、随時修正を行い医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う			○				
6 疑い患者への対応・国内発生患者および接触者							
患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とした発熱相談センターを設置する			○				
医療機関に対して、新型インフルエンザ疑い患者はトリアージ方針に従い指定医療機関において検査・診療を行うよう要請する			○				
新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行い、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は保健所と調整のうえ、指定医療機関に移送するよう医療機関に周知し各関係機関に情報提供を行う			○	○	○		
新型インフルエンザの症例定義により患者（疑い患者を含む。）となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う			○	○	○		
新型インフルエンザ患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う				○	○		
7 入院治療							
患者の入院勧告を行わず、原則として全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う旨、各関係者に周知する						○	
未発生期において作成した入院患者受入可能な協力医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう各関係機関に周知する						○	
新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、原則として全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする						○	
新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする						○	
厚生労働省から提示される抗インフルエンザウイルス薬使用に関する治療の優先順位に留意する						○	

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
8 抗インフルエンザウイルス薬の限定使用							
医療機関に対して、通常のインフルエンザ患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう要請する			○				
抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう医療機関に対して要請する				○			
新型インフルエンザによる感染のまん延期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して要請する			○		○		
新型インフルエンザ患者及び新型インフルエンザ疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に対して要請する						○	
9 その他							
感染のまん延期の在宅療養者（児童・高齢者等）への生活支援、搬送、死亡時の対応等について検討を行う	○	○					
火葬場の火葬能力についての把握・検討を行う	○	○					
感染の国内まん延期に備え、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の確認を求める。また、遺体の安置の取扱いについて遺族に配慮するとともに、安置時の季節等も勘案しながら、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請する			○	○			
厚生労働省の要請により、感染のまん延期に備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握に努める			○				
感染のまん延期に備え、一時的遺体安置所の開設準備、インフルエンザに感染した遺体の移動や保管に要する資機材の確保等に対応するとともに、広域火葬参加機関相互の連絡・協力体制を確認する			○		○		
新型インフルエンザに感染した多数遺体が発生し広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する						○	
医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を要請する。				○	○	○	
(小康期)							
各医療機関に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう依頼し、その旨各関係者に周知する							○
医療供給体制の再確認に努める							○
介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める							○

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《情報提供・共有》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 情報提供							
高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、市民向けに感染予防等について可能な限り多言語による情報提供を行う	○	○					
新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う	○	○	○	○	○	○	
聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う	○	○	○	○	○	○	
ホームページ等に新型インフルエンザに関する多言語のウェブサイトを設置し、市民等に発信する	○	○					
緊急情報提供システム等による厚生労働省からの情報収集共有を行う		○					
保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする			○	○			
保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長が広報担当（スポークスパーソン）となる			○		○	○	
新型インフルエンザ発生を受け、市民等への緊急メッセージを、臨時的視聴覚媒体による広報、ホームページ等で可能な限り多言語により発信する。以降も、ホームページの内容等について随時更新する			○				
各国の発生状況、感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し市民への注意喚起を行う			○				
メディア等に対し、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う			○				
メディア等に対し、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から、市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う				○	○	○	
随時、視聴覚媒体により市民へのメッセージを可能な限り多言語により発信するとともに、相模原市ホームページの内容等について更新する			○	○	○	○	
国による新型インフルエンザ流行終結宣言までは、メディア等に対し、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う							○
これまでの情報提供体制を評価し、第2波に向けた情報提供体制等の見直し、整備を行う							○

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
相談窓口の設置・相談窓口における対応							
市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を設置し、国・県とも連携して適切な対応を図る			○				
引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県とも連携して適切な対応を図る			○	○	○	○	
相模原市医師会等と調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する			○				
引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置し対応する			○	○	○	○	
感染のまん延期に備えて、相談窓口を充実する			○		○		
相談窓口を充実する						○	
発熱相談センターの周知							
「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する			○	○	○	○	
発熱外来の周知							
「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等で問い合わせた上で、発熱外来を受診することを、周知徹底する				○	○	○	